

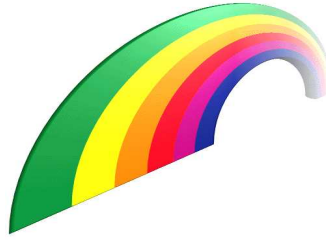
【学校だより】令和5年度11月号

峰越す虹

★虹色に輝け 大きな夢とやさしい心★

統合53周年 令和5年11月 日

鹿児島市立郡山小学校 Tel099-298-2007



人権について考えよう ～自分を大切に 相手も大切に～

校長 山本 省吾

今年もまたたくまに月日が過ぎ、12月を迎えます。師走(しわす)に入ります。これから寒さも本格的になります。インフルエンザ等の感染症予防にも努めながら、子どもたちの体力作り、健康作りを推進していきたいと思えます。

さて、12月4日から人権週間が始まります。本校でも人権擁護委員を招いての「人権教室」の開催や道徳や学級活動での授業を通して、子どもたちに人権について考える機会をより多く設定していきます。様々な活動を通して、「自分を大切にする」「周囲の人を大切にする」、そんな気持ちを育てていきます。

投稿者:あいつ、イタくない?

(ナレーション):その投稿、後悔しませんか?

投稿者:センスないよねー。あんたって悩まないでしょw

(ナレーション):その投稿、後悔しませんか?

投稿者:生意気だよ。キモい。うそつき。消えろ。

(ナレーション):その投稿、一生後悔しませんか?

あなたの投稿は、永遠に消せない可能性があります。



公益社団法人ACジャパン

「九州地域キャンペーン広告作品(ラジオCM)」から引用

様々な人権課題が現存する中、近年増加の一途であるのが“インターネット等による人権侵害”です。全国での申告件数だけでも約1,500件以上あり、深刻な状況が続いています。児童生徒のインターネット接続機器の所持率は高い傾向があり、本校でも多くの子どもたちが接続可能な自分専用の機器を所持している実態もあります。

これらの機器は本来、交流や発信、情報収集など、たくさんの便利な世界を私たちに供給してくれる素晴らしい道具です。でも、使い方を誤ってしまうと、人の心を傷つける「凶器」にもなりますし、使い方次第で、「加害者」や「被害者」にもなる恐れがあります。「SNSいじめ」や「学校裏サイト」等の様々な問題もあり、学校だけではなく家庭と一緒に取組の充実が必要かと思えます。

中でも「SNSいじめ」については、不特定多数の人から特定の児童・生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われ、短期間で極めて深刻な被害になることがある、それらが誰によって行われたかを特定することが困難である、などの大きな問題を抱えています。

学校では、いろいろな差別・偏見について指導をしています。各家庭でも、保護者が日頃からそれぞれの子どもさんとコミュニケーションを取りながら、もしもの時には、気軽に相談できるような関係性を築き上げていただければと思います。

郡山小フリー参観日・郡山地域文化祭

11月1日(水)には、地域が育む「かごしまの教育」週間にあわせてフリー参観を行いました。朝から多くの保護者、地域の方に来校頂き、子どもたちの活動の様子を参観して頂きました。ありがとうございました。

また11月5日(日)には郡山地域文化祭がありました。金管バンドが出演し、素晴らしい演奏を披露しました。多くの声援ありがとうございました。



インターネット機器所持率調査から

スマートフォンやタブレットなど、情報端末の所持率は年々上昇しており、それに伴ってインターネットが原因のトラブルも増えています。今後ますます「正しく使える」ことが重要になってきます。そこで・・・

児童生徒のインターネット接続機器の所持率など(%) 鹿児島市

校種	小学校	中学校	高等学校
自由に使える機器	79.8↑	95.5↑	99.3↑
自分専用の携帯電話	34.6↑	71.5↑	98.9↑
フィルタリング	53.0↓	61.2↓	63.5↓
家庭内ルール	76.0↓	70.2↑	56.1↑

※矢印は、令和2年度の調査からの増減

「肖像権」を意識した使い方を!!

「撮影される人」が持つ権利を「肖像権」といいます。学校行事などで写真を映すと映り込みが発生しますが、この肖像権を考えたとき、本来は写りそうな人すべてに「撮影しても良いか」と許可を得ることになります。他の子どもさんを善意で撮影してメール等で送ることも危険な行為です。

また写っている人が誰だかわかる状態で、無断でブログや SNS 等へ写真を使用すると、肖像権の侵害になります。必ず許可を得ることが必要ですし、さらに他者の顔写真を勝手に加工する行為や、許可を得ず第三者や

不特定多数に写真を送信することも肖像権の侵害になり得ます。特にネット上に一度公開された写真は、「半永久的に」世界のどこかで保存されていますし、削除はほぼ不可能です。自分や家族、子どもさんの映像が、今だけでなく、10年、または50年と公開され続けるリスクと責任も知っておきましょう。(郡山小でもこれまで以上に画像等の取り扱いは気をつけて参ります。)



＜文部科学省委託事業 ここからはじめる情報モラル指導者研修ハンドブックより＞

- ・勝手に撮影されない権利(撮影拒否の権利)
- ・勝手に公開されない権利(使用拒絶の権利)
- ・有名人などが、自分の画像を勝手に商業利用されない権利(パブリシティ権)

11月 郡山小の教育活動

9日：芋掘り



1年

14日：お米試食会



5年

17日：3年遠足(かごしま環境未来館)



3年

21日：音楽集会で発表



4年

12月の行事予定



5日(火)	児童集会(人権の日)【学級費引落日】 12月4日～12月10日「人権週間」
7日(木)	持久走大会(午前) 学級PTA(午後)
8日(金)	持久走大会予備日
9日(土)	土曜授業 PTA役員会(午前)
13日(水)	クラブ活動
14日(木)	鹿大おでかけ実験隊(6年)
15日(金)	教育相談日 明桜館高校出前授業(3年) 【給食費引落日】 ※12月は2,800円になります
22日(金)	終業式 大掃除 3時間授業(給食はありません)
25日(月)	冬休み(～1月7日)
28日(木)	仕事納め
29日(金)	年末・年始休暇(学校閉庁～3日)

※7日(木)の持久走大会は駐車場が少なく、なるべく徒歩で参加ください。雨天時は8日。時間は変わりません。
※12月より給食費の徴収が再開されます。